

平成30年度

熊野町農業委員会

議事進行表

第4回

熊野町農業委員会

平成30年度第4回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 平成30年9月20日(木) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(8人)

委員	2番	中須	岩登
委員	3番	岩井	治子
委員	4番	橋川	勝則
委員	5番	菅尾	寛治
委員	6番	立花	宏保
委員	8番	庄賀	深雪
会長職務代理者	9番	原	恭博
会長	10番	中村	家隆

4. 欠席委員

委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員

古武家光八

6. 議事録署名委員(2人)

委員

3番 岩井 治子

委員

5番 菅尾 寛治

7. 農業委員会事務局職員

事務局長

福嶋 春樹

農業委員会 書記

新宮友莉奈

8. 熊野町職員

都市整備課 主査

諏訪本壮太

## 会議の概要

議長	<p>ただいまの出席委員は8名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達していますので、ただ今から平成30年度第4回熊野町農業委員会を開会します。はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。3番 岩井委員と5番 菅尾委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>(議事日程 朗読)</p>
議長	<p>それでは、これより審議に入ります。日程第1、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第10号 番号1の、農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。まず、申請場所についてですが、議案の位置図をご覧ください。申請場所は北部農道沿いにある老人ホーム〇〇を初神方面に200m進み、右に曲がって140m下った〇〇周辺の田及び畑の8筆になります。今回の議案の内容は、譲渡人が亡くなったことによる相続財産の換価処分のため、譲受人に所有権移転されるものです。譲受人は現在、農地を所有していませんが、この度の転用により36アール譲受されますので、本町の下限面積の10アールを満たしております。農地法第3条の規定による許可申請については、以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。古武家委員お願いします。</p>
古武家委員	<p>おはようございます。えっと、この件は4月に財産管理人の〇〇さんの件で1回審議したことがあるやつです。ほいで今回は、面積的には半分くらいが審議の対象になります。まあ、場所は今説明があったんですが、城之堀線がありますよね、あっから城之堀集会所の手前、〇〇商店とお好み焼き、そっから北部農道上がってもらったら池があって池の周り、北部農道と上がひと町ある。ほいで買われる〇〇さん、〇〇の打ち抜きやの兄ちゃんがおろう、その弟さんやけえ。第一小学校の近くに住んで</p>

	おられる。でまあ、百姓はしたことないんですが、まあお兄さんとちゃんと道具買ってからしようと思っとるんじゃが、今道具も何もないけえ。
〇〇委員	水道屋じゃろ？
〇〇委員	水道屋がお兄さん。
〇〇委員	うん。今やりよるのが水道屋のお兄さん。ほいで一さんゆうのが弟で、2人よの、で第一小学校の方へ住んでおられる。
〇〇委員	ほいでまあ残りは水道屋のお兄さんの方に話を聞いたんじゃが、残りは自分が買われる。来年の初め頃になるってなんか、まだ半分じゃけえね、6反余りあるんじゃけえ。みんながあこら使うたりしてから、ひとまずスクラップ置いたり何やらかんやらぐちゃぐちゃになつとるとこもあるんじゃが、まあ身内だから兄弟でええがにしようと思っとるんじゃ思うんよ。まあ、そうゆうことです。
〇〇委員	まあ、えかったじゃん。行くところ決まったんじゃけえ。嫁入り先が。
〇〇委員	まあお兄さんトラクター持とったり、農機具もあるけえね。一緒に管理しようと思いはるんじゃけえ。まあ、イノシシが出たり難しいところじゃが。
〇〇委員	ここら出るんか。
〇〇委員	北部農道下ったとこにイノシシ出る。
〇〇委員	ふーん。
〇〇委員	まあ、〇〇さんゆうのはちょうど司法書士の〇〇さんのとこ勤めよるんよ。仕事が。逆に言えば、〇〇さんが〇〇さんに頼んだんかも分からん。
〇〇委員	そりゃまあ、こっちの知ったこっちゃない。
〇〇委員	金額的には20何万円じゃけえ、安いことじゃ。以上です。
議長	ありがとうございます。当案件について、他に何か質問はありますか。
〇〇委員	はい。1つ聞きたいんじゃが、あの調整区域？市街化区域？
〇〇委員	調整区域。特農ついとる。
〇〇委員	調整区域なら納得しました。
議長	はい、では議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請につい

	て」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。次に、日程第2、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から番号1の議案の説明をお願いします。
事務局	議案第11号 番号1の、農地法第5条の許可申請について、ご説明いたします。まず、申請場所についてですが、議案の位置図をご覧ください。北部農道と〇〇工業のある道の十字路にあたる左側の道を190mほど進んだ左手になります。申請場所は、田814㎡ですが、こちらは既に太陽光発電施設として造成されております。平成30年8月20日付で違反転用として土地所有者の〇〇さんに通知をし、工事完了後にはありませんが許可申請書及び始末書の提出を求めました。〇〇さん及び太陽光発電の設置を行った〇〇さんもすぐに書類の提出をされましたので、この度の委員会にて、第5条許可議案として付議いたします。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。古武家委員をお願いします。
古武家委員	場所的には、北部農道のずーっと行って瀬戸田のカラオケの大きな看板があるじゃろ、あれをちょっと南側になるんですが。ほいで、だいぶ前にできとった気がするんじゃが。地図見てもらえばいいが、あこの下、番号1ゆうとこに私が田植えしたり、稲刈する田んぼがある。あら、発電所がいつできたんじゃと思ひよったんよ。まあ、それもいらんことになるかもしれん。ほいで、〇〇さんは〇〇の金融の方に勤められています。ほいでまあ、お母さんは昔プロパンガスを配達しよったよね。〇〇プロパンゆうてから。ほいで、お父さんは収入役か何かしよられたんじゃろう。その息子さんで、〇〇の金融の方に勤められよる。ほいでまあ、今立派な施設ができて、稼働しとります。無許可とは知らんかった。別にどういふことはなかろうかと思いますが。昔から草を刈ってくれん人じゃけえ。2mくらい段がある上に植えてあるのが伸びきってから。なかなか刈ってくれん家で。

〇〇委員	〇〇さんがやっと思ったよね。一番初め。あっこの隣じゃろう。
〇〇委員	上よ上。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
〇〇委員	役場の方から言われたいうんですが、どういう経緯でこうなったんですか。言うのが、我々も自動車で走りよってここ太陽光できたとかかゆうことがあるんだけど、こういう委員会で案件に上がらんようになって、既に太陽光ができるとかかゆうケースがあるんですよ。このケースは僕もよう知っとして1年前からあったんじゃけど、案件になかったなあ。ああゆうケースは我々はどうすれば。
事務局	あの去年も農振地域で〇〇さんのお家の近くで無断転用、資材置場に建設業者さんがされておられたということで、遡って農振除外をしていただいたような例があったんですが、この件については4月2日頃にですね、〇〇さんが許可申請の申請を一度持って来られたんですが、書類が整ってなかったり、既に工事がその地点で完了していたりで、割と厳しいことを私、指導しまして、で、そしたらですね一切来なくなったんですね。で、それで〇〇さんであったであろうということだけは分かったんですが、そうは言いましても土地の所有者さんは〇〇さんであるので指導文書を送りつけて、まあこのようなことになったんですが、ただ〇〇委員さんの仰るように、私らもあの転用が無断でされている実態が掴めていない所がたくさんありまして、初めに申しました萩原の〇〇さんゆう方だったんですが、委員さんから、あそこは農振じゃけど無断で資材置場になっているよという話を頂いて、そういうことになった経緯があります。もし、今後も無断でされているんじゃないかと、こちらの議案で上がっていないんじゃないかという事実がありましたら、お申出いただければと思います。
〇〇委員	ちょっと、それともう既成事実でできてしまったらどうにもならんと言うこと？許可せざるを得ないということ？罰則は無い？
事務局	罰則はあります。
〇〇委員	ただ始末書で済んだゆうことだったら、今後もこんな事例は何ぼでも

	出てくるんじゃないん。はあ、既成事実で作ってしもうて、ほいじゃあ指導受けました、始末書書きます、ほいで許可を得ました、となるとどうなんでしょうかそこら。
議長	実態とマッチしてないのは、確かにあるんですよ。じゃけ、それは今の所どうしようっちゅうのは無いんじゃないろう、具体的には。具体的な処分は無いけえ始末書をもらってすいません言って前向きなのが現実ですよ。だから規則的に作るとしたら、どこが整理せんといけんかよね。ここで勝手に処分するけ、罰金なんぼかゆうのはならないですよ。どうしても規則的に全国的じゃけえ、熊野町だけじゃないんだと思うんですよ。
事務局	あの、仰る通りで、やってしまった者勝ちな雰囲気があります。これは、どこでも同じ。
議長	ここら立つとつても、農地じゃないですと言ってもですよ、今仰ったように、それめいだから原状復帰する訳にはいかんですよ。ほいたら、始末書書かすしかないゆうことですよ。前もあつたよね、じゃけその全国的なルールっちゅうのをどういう形で上げてってどうゆう整理をしていくかというのを法的に決めにゃいけんよね。だから現実はないですよ。全部、今仰るようにやり者勝ちみたいな。
〇〇委員	じゃけ始末書一枚で終わるん。
議長	そうそう。
〇〇委員	でも、その始末書はもう二度とそんなことしませんみたいな内容ですよ。端的に言えば。
事務局	はい。まあ、こうゆう書類で指導をして、それに対して従わないという場合は、聴聞会を開いたりです、最悪。原状回復を求めたり、行政代執行ということもありはします。ただ、そこまでというのはおそらく全国的にもなかなか例がないんじゃないかと。
〇〇委員	従わない言うても、もうできとるんじゃないけえ従うも従わないもないんじゃないん。
事務局	ですので、撤去。原状回復をさせるために、町の方が費用を投じて原状回復させるための行政代執行するような。

〇〇委員	従わないゆうのはどうゆうことなん？
事務局	許可申請を出さないで、ほっといた場合です。
議長	じゃけえ、どこまで行政として拘束できるかよね、その部分のルールがもしあるなら次回にもこうゆう形ですゆうルールを皆さんが知って整理していかんとね。
〇〇委員	ざる法じゃわいね。本当に農業委員会で審議するせんの話じゃないんよ。全然権威もない。
議長	原状復帰するのも、行政が費用出してする訳じゃなしで、本人にしてもらわんといけんでしょ。話は変わるけどゴミ撤去と一緒にね。
〇〇委員	本人に申請しても出さんよの。こういう話をよく聞くけんね。今後もやっぱり起こってくる可能性があるんであれば始末書一枚で済むよいうような風潮がね、怖いですよ。
議長	まあ常識に従うようなっとるんじゃしね、次から次出てきたらそうゆう訳いかんですね。
事務局	全国的にどんな処分をした例があるとか、次回の委員会で報告します。
〇〇委員	我々が知識というか、そういう情報を持つとって、ほんで審議して許可しましよいうなら、そりゃ主体性もあるしいいと思うんですけどね。
議長	今までの分にしても、こういうのが出てますっていうのはオープンにできるんですかね。本人からすみませんの分が出とる、ほいたらどういいう内容が出とるか、いうのは委員会でもオープンにできるん？そりゃ個人情報になるんかね。
事務局	それは、委員会の中で始末書を出すとか？
議長	そんなんでも、間違えたら関係者には全部通知しますよというようになんでもあれば、だいぶ少なくなるかも分からんし。まあ、どういいう方法があるんかというのを整理せんといけんかも。
事務局	また、次回の委員会で報告させていただきます。
議長	次回でもちよっと議論させて頂いて、現実は言われるような実態ですね。
〇〇委員	ほいでから、庄賀地の〇〇さんができてないでしょ。お宅の後ろの。許可出たでしょ。

〇〇委員	うちの後ろの〇〇さん？タバコ屋の？
〇〇委員	タバコ屋の。ここで許可出てから合わんゆうて、業者が止めたいうたでしよ。長い田んぼのタバコ屋の。
〇〇委員	〇〇さんの弟でしよ。あれはあのまんま。
〇〇委員	業者が撤退したゆう話、合わんけえそのままになっとる。
〇〇委員	あそこの持ち主の奥さんの所はどしたんかねえ、手続きしとらんのかいいよったんよ。んで、いつまでもならんねえって。業者さんが撤退しちゃったん。
〇〇委員	らしいって近くのもんが言いよった。
事務局	撤退したっていうのは、ちょっと存じませんでして、一筆だけ草ぼうぼうの所がありますよね。
〇〇委員	〇〇の駐車場から見えるけえね。あがなのは業者から報告は無いんか？
事務局	私はちょっと聞いておりませんでした。〇〇さんですね。
〇〇委員	太陽光が今頃よく土地は無いんか歩きよる。
〇〇委員	歩きよるが、採算が合わんのよ。買取が30円くらいじゃないん。
〇〇委員	そりゃまだ先行きですよ。許可を得てる分については、採算合うんじゃないん。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
議長	今の件については進めるものでいいんですかね。そこ整理しとかんと。
〇〇委員	撤退のぶん？
議長	いや、それはまた次のあれですけど。今回の件。
〇〇委員	〇〇さんのね。
〇〇委員	容認せざるを得ないゆうことになる。現状を踏まえると。ほいじゃが、シーシーグループになる。言うなよって。
〇〇委員	それもおかしいよね。
〇〇委員	今回はしょうがないって言うたらの。
〇〇委員	実際、稼働しよるんでも、こことしてはもうちょっと許可を遅らせるとか、使用停止とかできれば本当は少しは指導になるじゃろうね。そうゆう条例も無いじゃろうけえ。

議長	その時にどこに書いてあるか、何も無いんだったらどうしようもないね。個人対応する時に、これに基づいてダメなんですよってゆうのがあれば強く言えますよね。じゃけど今のところそれが無い。
〇〇委員	そうゆうんが無いけえ、ざる法じゃ言うんよね。
〇〇委員	何にも罰則が無い。何かがあるなら対応がね。
議長	罰金ゆうてもできんよね、熊野町だけじゃあ。
〇〇委員	大きい会社なら設置する時に地目変更せんとやりゃあせんがのう。
〇〇委員	施工するもんも施工するもんよね。許可無いのに。
事務局	今回は〇〇、大きな所じゃけえ安心しとったんですけど。
〇〇委員	そこにあるのも〇〇よの。
事務局	熊野にあるのも〇〇ですね。
議長	今度投げた時には、はね返せるようにしとかんといけんけえね。
〇〇委員	でも、転用理由がここに書いてあるで、休耕中で土地の有効活用てね。
〇〇委員	何かすつきりせん案件よね。
〇〇委員	申請しときさえすれば済むことなのね。
事務局	どちらにしても、全国的にどのようになっているのかをまた次の委員会で。
議長	これは保留にしますか。皆さんが納得、了解に上で整理せんといけんけえ。
〇〇委員	罰則決めてから、広報で周知すればええ。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
〇〇委員	結果は認めざるを得んかもしれんけえ。
議長	保留にしますか。一か月伸ばすか。こうゆう例があって、こうゆう罰則がある言え、それでもいいし。それが無ければ、今後の分は全部。まあ今回の分はこれでいこうって言うんなら。
〇〇委員	一回来られて、それから来んかった理由はなんね、理由は。
事務局	既に来られた時に出来上がっていたと。4月に来た時、出来上がっていたと。
〇〇委員	できちゃった婚じゃけえどうにもならんよ。
事務局	添付書類も整ってないものも複数ありまして、相手は業者ですし、公共

	施設にも太陽光やってますので、手続きについては詳しいはずなのにしなかったの。
〇〇委員	個人だけでなく、業者なのが許せんよの。承知の上でじゃろうけえね。
〇〇委員	業者の人も手続き後で、先に工事やってしまえになるんじゃない。
〇〇委員	今回初めてなら分かるがあっちもこっちもしとる業者がねえ。
議長	みんな知ってますからね。
〇〇委員	ええ加減よの。
〇〇委員	あのままだったら固定資産税安いけえね。
〇〇委員	黙って太陽光にしてたら農地よね、詐欺じゃね。
〇〇委員	まあ、ええじゃない、申請してくださったけえ。熊野町に税金入るけ。
〇〇委員	今回は通して、次回は事務局長さんよう調べてみんさいや。
事務局	はい。周知できるよう。
〇〇委員	〇〇さんはどうして提出が遅くなったのか。
事務局	そこも確認しときます。
〇〇委員	気をつけてもらう意味で、確認してもいいと思う。
〇〇委員	何も無しに、ほいじゃあ追加で出されたけえ認めましようは筋が違うよのお。
〇〇委員	まあ、熊野だけじゃ無かろうけえの。
議長	熊野だけで決められるんならね、みやすい話じゃけども。全国であるじゃろうけえ。
〇〇委員	さっき広報の話に出ましたけど、例えば今回の名前は出さなくても、農地法で転用する場合は、先に届出を出してくださいというのを広報のどこかに書いてもらう。農地とか関わってないと全然分からんよね。
〇〇委員	やっぱり周知徹底するゆう意味から広報がいいと思う。
〇〇委員	私も農業委員になってから転用する時は審査するんだというのを知った。いつ申請するとか知らなかった。
〇〇委員	ここに入るまではもう少し厳しい委員会だと認識してた。
〇〇委員	厳しい言うても何も罰則が無いんじゃない。
事務局	法律上は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金。
〇〇委員	法律上はあるんじゃない。

事務局	適用されるかどうかは別です。先ほど言われた広報にしても、罰則規定はありますよというのは書けると思うので、適用されるかどうかは別で。広報に載せることで、こうゆうことがあるんなら気を付けようという風にはなるかもしれないですね。
〇〇委員	そんなことをね、我々も知らんのにね、一般人が知る訳無いじゃない。ゆうことは、広報を徹底的に周知すべきだと思う。
事務局	HPや広報等の周知の方法を検討させてください。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
議長	今回歯止めをするということを条件に整理するか、いやダメよということにするか、2つでどっちかに決めようや。歯止めの広報を出すのを前提に今後このようなことが無いように、周知徹底を図りますよという分を出すのを議事録に残して決めていくか。今の総括でいくとね。そこを出すのを前提にいかんとね。それか審議ストップよね。
〇〇委員	広島県の協会とかは無いん。施工業者の。太陽光施工業者の団体。そういう所があれば、徹底してもらえたら。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
議長	できるんなら広報。
事務局	所有者の方にはHPや広報の周知。〇〇さんが言われた協会みたいなものがあるんか、県の方に確認したら分かるかと思うので、そういった所でできるのであれば徹底してもらおうと。
議長	そういう前提でね、でなければ同じことを繰り返すけえ。第11号は補足付きで。皆さんええですかね、それで。
議場	ええですよ。
議長	はい、では議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」は補足付きということで、承認することに決定しました。次に、日程第3 報告第7号「農地法第5条の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第7号について、ご説明いたします。市街化区域内の農地については、許可を必要とせず、届出により転用することができることが認められております。本件につきましては、この1か月間に農地転用届出を受

	<p>理したものを報告として上げさせて頂いたもので、この度は、農地法第5条の規定による届出が4件ありましたことを、ご報告します。このうち、番号4については、平成30年4月12日に届出のあった〇〇氏と〇〇の5条転用について、当初宅地への転用として計画されていましたが、平成30年8月10日に譲受人の事情により資材置場として、事業計画の変更の届出がありましたので報告します。説明については、以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ここで事務局から連絡事項があります。</p>
事務局	<p>(事務局から連絡事項)</p>
議長	<p>次回、農業委員会は10月19日(金)午前9時から開催予定です。議案については10月10日以降に事務局から送付予定です。以上をもちまして、平成30年度第4回熊野町農業委員会を閉会します。</p>